

令和3年度 市町村訪問実施要領

1 目的

国のスポーツ基本計画及び県スポーツ推進計画に基づく、市町村における総合型地域スポーツクラブの創設・育成を促進するため、広域スポーツセンター及び県スポーツ協会職員が訪問し、推進状況を把握するとともに、市町村の生涯スポーツの推進のための情報及び意見の交換を行う。

2 訪問の種類

- (1) 計画訪問：原則として、各市町村を年1回計画的に訪問する。
- (2) 要請訪問：市町村の要請により訪問する。

3 計画訪問について

- (1) 期間 令和3年5月～9月
- (2) 訪問者
 - ・広域スポーツセンター（中央・地区センター職員）
 - ・県スポーツ協会職員
 - ・広域及び県スポ協クラブアドバイザー
 - ・中間支援組織担当職員
- (3) 対象者
 - ・市町村生涯スポーツ担当課長及び担当職員等
- (4) 内容
 - ①市町村の生涯スポーツ推進計画について
 - ②総合型地域スポーツクラブ、登録・認証制度について
 - ③その他（情報提供と意見交換）

4 要請訪問について

- (1) 期間 令和3年9月～令和4年3月
- (2) 訪問者 要請内容により、訪問者を決定する
- (3) 対象者 市町村生涯スポーツ担当職員または市町村スポーツ関係者等
- (4) 内容 総合型地域スポーツクラブの創設・育成に関すること
(説明や講演、情報提供や意見交換、企画の相談や企画書の提案、現状分析や課題分析など)

5 訪問日程の調整について

- (1) 計画訪問については、地区広域スポーツセンターが市町村ごとの日程を調整する。
- (2) 要請訪問については、関係市町村が中央・地区広域スポーツセンター又は県スポーツ協会と打ち合わせを行い決定する。